

【公益財団法人中東調査会 令和3年度 第4回臨時理事会（書面決議）】

公益財団法人中東調査会
令和3年度第4回臨時理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容

「中東調査会事務所の移転」

令和4年2月14日付にて、公益財団法人中東調査会の主たる事務所を新宿区西新宿7丁目3番1号三光パークビル5階から、千代田区平河町1丁目1番1号平河町コート602へ移転する旨の提案があった。

2. 理事会の決議があったものとするみなされた事項の提案者

齋木 昭隆 （理事長、代表理事）

3. 理事会の決議があったものとするみなされた日

令和4年2月9日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

齋木 昭隆 （理事長、代表理事）

令和4年1月27日、理事長齋木昭隆が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和4年2月9日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事の全員から、文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第26条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとするみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、作成者が記名押印する。

令和4年2月9日

公益財団法人中東調査会

理事長 代表理事 齋木 昭隆 印